

令和7年1月1日

徳管協情報9

徳島県小中学校管理職員協議会

〒770-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101 FAX 088-633-1124
E-mail tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL <http://tkk1101.server-shared.com/>

謹賀新年 令和7年(2025)



徳管協会員の皆様に、心より新年のご祝辞を申し上げます。

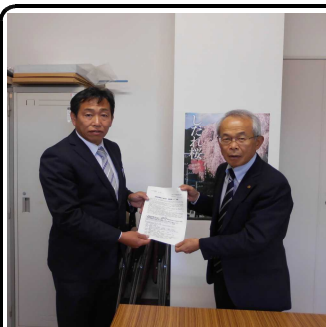
旧年中は徳島県小中学校管理職員協議会の活動に対しまして格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございました。本団体は管理職員の身分保障及び処遇改善等の地位向上のため、継続した要請活動に取り組んでいます。

働き方改革や安定した質の高い学校職員の確保、管理職員の経験を活かした定年延長制の在り方や退職後の雇用拡大などが模索される中、様々な教育課題に向き合う管理職員の更なる学校経営力が今求められています。

徳管協はこれからも県民の皆さまからの信頼や期待に応えるべく「郷土の未来を担う人財の育成」を目指し、そのリーダーとして行動する教育管理職員の団体として、これからも活動して参ります。本年もご指導ご鞭撻のほど よろしくお願ひ申し上げます。

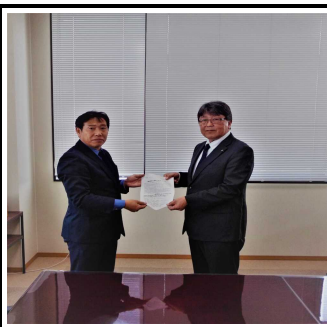
令和7年 元旦

徳島県小中学校管理職員協議会 会長 近藤 太



【神山町教育委員会】

▶ 12月19日、高橋教育長に名西支部長の大和校長が要望書を手交した。



【石井町教育委員会】

▶ 12月20日、喜多教育長に名西支部長の大和校長が要望書を手交した。

退職後の再雇用要望等、全支部要望活動完了

■徳管協は毎年、管理職員の「退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善について」本部又は13支部において県教委と各市町村教委教育長を直接訪問して要望活動を行っている。本年度は名西支部の石井町教委を最後に県内全地教委への要望活動の実施が完了した。本年度末は役職定年に伴い転任・降任された管理職員の初の定年退職があり、次年度は特例任用管理職が初めて実施されることもあることから、この要望活動はより重要となる。

教職調整額10%へ 令和12年度までに段階的引上げ

■公立小中学校教員の残業代の代わりに支給する「教職調整額」について、政府は現状の4%を令和5年度から毎年段階的に引き上げて令和12年度までに10%に増額する案をまとめた。更に定数改善については、現在小学校5、6年で実施している教科担任制の4年生への拡大や令和8年度から中学校を順次35人学級とすることも決められ、12月末に決まった来年度予算案に反映される。

■教職調整額を巡っては、文科省と財務省の意見が対立し、調整が続いていた。文科省は来年度に13%へ一気に増額することを求め、財務省は残業時間の条件なしでの10%まで段階的に増やす案を示していた。最終的には文科大臣と財務大臣との予算折衝で前述の内容で正式合意に至った。今後文科省が通常国会に教員給与特別措置法（給特法）の改正案を提出する運びとなる。教職調整額の引き上げについては学校における働き方改革や教師の処遇改善、管理職手当の増額等に密接に関係・連動することから、引き続き注視するとともに全管協を通して要望活動を進めていく。

産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保に向けた政令の改正

■政府は令和6年12月17日、産休・育休者を取得する教職員の業務を代替する教職員の安定的な確保に向けた政令の改正について閣議決定した。令和7年4月から施行し、これまで非正規教職員に限られていた産休・育休代替者の給与への国庫負担についても正規教職員も対象となった。

■この改正により、毎年度一定数の産休・育休等の取得者が出を見越して、あらかじめ正規の教職員を採用しておき、その正規の教職員が休業者の業務をすることができるようになることから、産休・育休の取得者の業務を代替する教職員の安定的確保につながり、教職員が安心して産休・育休を取得することができるようになり、ひいては教職員不足の解消にも資することが期待される。

【文科省資料参照】

産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保について

1. 現状と課題

- 教職員が産休・育休等を取得した場合、従来は、その都度、臨時講師等を任用してきたが、近年、産休・育休等の取得者が増加するとともに、教員採用者数の増加に伴い、臨時講師等の主な担い手である既卒受験者の数が減少しており、臨時講師等を確保することが困難となっている。
- しかしながら、従来の制度では、給与費が国庫負担の対象となるのは、臨時講師等のみであり、正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合は、国庫負担の対象とならなかった。

2. 対応と期待される効果

- 正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合も、国庫負担の対象となるよう、国庫負担金の額の算定方法を定める政令（限度政令）の改正を行った。

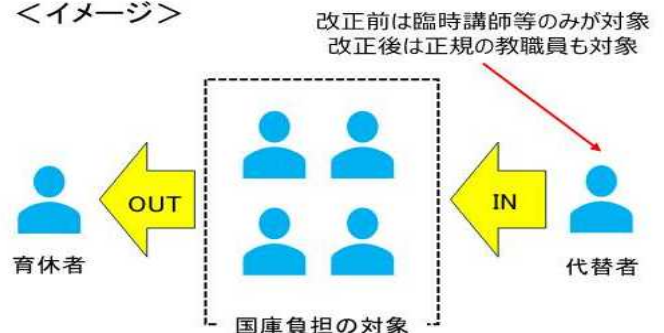
※ 令和6年12月17日閣議決定、令和7年4月1日施行

- これにより、毎年度、一定数の産休・育休等の取得者が出ることを見越して、あらかじめ正規の教職員を採用しておき、その正規の教職員が休業者の業務を代替することができるようになる。

【期待される効果】

- ・代替教職員を安定的に確保できるようになる。
- ・教育委員会や学校が臨時講師等を探す負担が軽減される。

<イメージ>



法的な専門相談員としてのスクールロイヤー派遣と学校問題解決支援事業の活用について

■徳管協は、教育諸条件の改善・充実のため「いじめ・不登校問題等の早期解決のための人的配置の増員を図ること」を要望している。そのうち具体的な項目として「法的な専門相談員としてのスクールロイヤー派遣」を挙げている。それに対する県教委の回答は次の通りである。

「スクールロイヤーについては、いじめ防止等対策のために公立学校等に派遣できる体制を整備し、その効果について検証を進めているところです。また、今年度より学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による「専門家チーム」を県教育委員会内に設置し、組織的に対応できる体制を構築することにより、問題の早期解決を図っています。」

■近年、徳管協管理職員が顧問弁護士に学校経営上のトラブルや保護者対応、職員対応等で法律相談をする件数が年々増加傾向にある。このような状況下、県教委の学校問題解決支援事業の目的や事業内容を理解し、適切に活用することは学校経営の安定した指導運営体制のために重要であると捉える。

□学校問題解決支援事業とは

学校問題解決支援コーディネーターを配置し、「いじめ・学校事故対応窓口」を開設し、学校や保護者への助言、適切な専門家の派遣、関係機関との連絡調整を行う。